

■手当の支給時期

毎年6月・10月・2月に、それぞれの前月分までの手当が支給となります。各支給月の10日を支給日としておりますが、その日が金融機関の休業日の場合は、直前の金融機関営業日となります。

平成26年度の支給予定日
6月10日(火)
2・3・4・5月分
10月10日(金)
6・7・8・9月分
2月10日(火)
10・11・12・1月分

■15日特例について

児童手当は、原則、申請した月の翌月分からの支給となります。出生や転入・転出が月末に近い場合、申請日が翌月になっても、出生日や転出予定日の翌日から15日以内の申請であれば、申請月分から支給となります。

なお、申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

児童手当現況届の提出について

平成26年5月31日現在、児童手当を受給していた方で、引き続き児童手当を受給するには、6月に更新の手続きとなる現況届の提出が必要となります。

対象の方には、6月中旬に現況届を送付します。なお、現況届の提出をされないで、6月分以降の手当(10月振込分以降の手当)が受けられなくなりますので、ご注意ください。

■届出に必要なもの

- ・印鑑
 - ・現況届
 - ・受給者(保護者)の健康被保険者証のコピー(国民年金加入者の方は不要)
 - ・児童と別居している受給者は、監護・生計同一申立書と児童の世帯全員の住民票(市内で別居している場合には住民票は不要)
- 平成26年1月2日以降に転入された方は、平成26年度の児童手当用所得証明書(受給者の配偶者が当該受給者の扶養親族になっていない場合など、生計を維持する程度の高い者の判定上、配偶者の所得

状況の確認が必要な場合には、当該配偶者についても児童手当用所得証明書を提出いただくことになります。)

※その他の書類が必要となる場合があります。

■提出方法

提出は、同封されている返信用封筒をご利用ください。提出の際は、不足書類のないよう提出願います。

なお、左記の窓口においても受付をしていますが、混雑が予想されますので郵送での提出にご協力ください。

○こども福祉課(石橋庁舎1階)

○市民課国分寺窓口(国分寺庁舎1階)

○市民課南河内窓口(南河内図書館2階)

■提出期限

6月30日(月)

■問い合わせ先

こども福祉課
☎(52) 11114

子育て世帯臨時特例給付金
については、
2〜3ページをご覧ください。

メール配信サービス
「下野インフォメーション」
から児童手当の振込日をお知らせします

携帯電話やスマートフォン、パソコンをお持ちで電子メールを受信できる方なら、無料(パケット通信料は登録者負担になります。)でかんたんに登録できます。
左のURLまたはQRコードからアクセスし、案内に従って登録してください。

URL <https://servicesugumail.com/shimotsuke/member/>

com/shimotsuke/member/



QRコード

